

（別表）令和８年度川崎市グリーン購入対象品目及び調達目標

本市の令和８年度におけるグリーン購入対象品目は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和８年２月改定）」に定める特定調達品目の一部（２２分野２８８品目）に加え、市域内の資源循環及び環境負荷の低減を目指し、市内で排出された廃棄物等をリサイクルした製品４品目、環境に配慮した電力１品目、カーボンオフセットの取組みであるグリーン電力証書１品目、ライフサイクル全体でCO₂削減に貢献すると認定された製品・技術１品目についても対象品目として指定し、その積極的な調達・使用を図る。したがって、本市におけるグリーン購入対象品目は、２３分野２９５品目とする。

対象物品等購入の際は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和８年２月改定）」に定める判断基準もしくは公益財団法人日本環境協会が認定した「エコマーク」等の環境ラベル等を判断基準とする。

(*) は共通物品で取り扱っている品目

分野 (品目数)	品 目	調達目標	備 考
共通の 判断の基準	【原材料に鉄鋼が使用された物品】 ①鉄鋼に係る削減実績量が付されていること ②鉄鋼に係る定量的環境情報（CFP）が算定・開示されていること	積極的な調達 ・使用を図る	・公共工事、役務は対象外 ・特定調達品目に該当する場合、環境ラベル等により判断の基準を満たすことが確認出来れば、推進方針に適合した製品とする。 ・詳細はマニュアル参照のこと

(*) は共通物品で取り扱っている品目

分野 (品目数)	品 目	調達目標	備 考
1 川崎市独自のグリーン購入対象品目(7)	【市内で排出される廃棄物等をリサイクルした製品等の使用】 ・ トイレットペーパー ・ 粉石けん (＊) ・ フラットファイル (＊) ・ パイプ式ファイル (＊) 【電力】 ・ 庁舎等において購入する電力 ・ グリーン電力証書 【川崎市独自認定制度】 ・ 低CO₂川崎ブランド認定製品 ・ 川崎C Nブランド認定製品	積極的な調達 ・ 使用を図る。 積極的な調達 ・ 使用を図る。 積極的な調達 ・ 使用を図る。	市域内の資源循環及び環境負荷の低減を目指し、対象品目として指定する。 (＊) 共通物品指定品目については、会計室において配慮する。 共通物品以外で購入する場合には、購入する組織において配慮する。 庁舎等において購入する電力の判断基準は、電力の需給契約に係る入札を「川崎市環境配慮電力入札実施要綱」(平成20年10月1日制定)に基づいて実施すること。 グリーン電力証書の判断基準は、一般財団法人日本品質保証機構の認証を受けたグリーン電力証書であること。

分野 (品目数)	品 目	調達目標	備 考
2 紙類(7)	【情報用紙】 ・コピー用紙（＊） ・フォーム用紙 ・インクジェットカラープリンター用塗工紙 【印刷用紙】 ・塗工されていない印刷用紙 ・塗工されている印刷用紙 【衛生用紙】 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー	100%	（＊）共通物品については、会計室において配慮する。 共通物品以外で購入する場合には購入する組織において配慮する。
3 文具類(85)	・シャープペンシル（＊） ・シャープペンシル替芯（＊） ・ボールペン（＊） ・マーキングペン（＊） ・鉛筆 ・スタンプ台（＊） ・朱肉（＊） ・印章セット ・印箱 ・公印 ・ゴム印 ・回転ゴム印（欧文日付印）（＊） ・定規（＊） ・トレー ・消しゴム（＊） ・ステープラー（汎用型）（＊） （10号針を使うハンドホチキス） ・ステープラー（汎用型以外） （針を用いない方式含む） ・ステープラー針リムーバー ・連射式クリップ（本体）（＊） ・事務用修正具（テープ）（＊） ・事務用修正具（液状）（＊） ・クラフトテープ ・布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）（＊） ・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド（＊） ・ペンスタンド ・クリップケース ・はさみ（＊） ・マグネット（玉） ・マグネット（バー） ・テープカッター（＊） ・パンチ（手動） ・モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	100%	（＊）共通物品については、会計室において配慮する。 共通物品以外で購入する場合には購入する組織において配慮する。

分野 (品目数)	品 目	調達目標	備 考
3 文具類 (85 続き)	・紙めくりクリーム ・鉛筆削り（手動） ・OA クリーナー（ウェットタイプ） ・OA クリーナー（液タイプ） ・ダストブロワー ・レターケース ・メディアケース ・マウスパッド ・OA フィルター（枠あり） ・丸刃式紙裁断機 ・カッターナイフ（＊） ・カッティングマット ・デスクマット（＊） ・OHP フィルム ・絵筆 ・絵の具 ・墨汁 ・のり（液状）（補充用含む）（＊） ・のり（澱粉のり）（補充用含む） ・のり（固形）（補充用含む）（＊） ・のり（テープ） ・ファイル（＊） ・バインダー ・ファイリング用品 ・アルバム（台紙を含む。） ・つづりひも（＊） ・カードケース（軟質・硬質） ・事務用封筒（紙製）（＊） ・窓付き封筒（紙製） ・けい紙 ・起案用紙（回議書） ・ノート（＊） ・パンチラベル（ペーパーパッチ）（＊） ・タックラベル ・インデックス（＊） ・付箋紙（＊） ・付箋フィルム ・黒板拭き ・ホワイトボード用イレーザー ・額縁 ・テープ印字機等用カセット ・テープ印字機等用テープ ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・缶・ボトルつぶし機（手動）	100%	

分野 (品目数)	品 目	調達目標	備 考
3 文具類 (85続き)	・名札（机上用） ・名札（衣服取付型・首下げ型） ・鍵かけ（フックを含む。） ・チョーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド	100%	
4 オフィス家具等(12)	・いす（＊） ・机（＊） ・棚 ・収納用什器（棚以外）（＊） ・ローパーティション ・コートハンガー ・傘立て ・掲示板 ・黒板 ・ホワイトボード ・個室ブース ・ディスプレイスタンド	100%	（＊） 共通物品については、会計室において配慮する。 共通物品以外で購入する場合には、購入する組織において配慮する。
5 画像機器等(10)	【コピー機等】 ・コピー機（注１） ・複合機（注１） ・拡張性のあるデジタルコピー機（注１） 【プリンタ等】 ・プリンタ ・プリンタ複合機 【ファクシミリ】 ・ファクシミリ 【スキャナ】 ・スキャナ 【プロジェクタ】 ・プロジェクタ 【カートリッジ等】 ・トナーカートリッジ ・インクカートリッジ	100%	コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタの調達には、新たなリース契約・レンタル契約を含む （注１） 推進方針の４判断基準等に記載の基準値１として、「定量的環境情報（CFP※）が開示されていること」を設定 ※CFP＝カーボンフットプリント。商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO₂に換算して、商品やサービスにわかりやすく表示する仕組み。
6 電子計算機等(4)	【電子計算機】 ・電子計算機（パソコン） 【磁気ディスク装置】 ・磁気ディスク装置 【ディスプレイ】 ・ディスプレイ 【記録用メディア】 ・記録用メディア	100%	電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイの調達には、新たなリース契約・レンタル契約を含む

分野 (品目数)	品 目	調達目標	備 考
7 オフィス機器等(5)	【シュレッダー】 ・シュレッダー 【デジタル印刷機】 ・デジタル印刷機 【掛時計】 ・掛時計 【電子式卓上計算機】 ・電子式卓上計算機 【電池】 ・一次電池又は小形充電式電池	100%	シュレッダー、デジタル印刷機の調達には、新たなリース契約・レンタル契約を含む
8 移動電話等(3)	・携帯電話 ・ P H S ・スマートフォン	100%	調達には、新たなリース契約を含む
9 家電製品(6)	【電気冷蔵庫等】 ・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気冷凍冷蔵庫 【テレビジョン受信機】 ・テレビジョン受信機（テレビ） 【電気便座】 ・電気便座 【電子レンジ】 ・電子レンジ	100%	電気冷蔵庫等、テレビジョン受信機の調達には、新たなリース契約・レンタル契約を含む
10 エアコンディショナー等(4)	【エアコンディショナー】 ・エアコンディショナー（家庭用） ・エアコンディショナー（業務用） （注2） 【ガスヒートポンプ式冷暖房機】 ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 【ストーブ】 ・ストーブ	100%	調達には、新たなリース契約・レンタル契約を含む （注2）業務用エアコンのうち、ビル用マルチについては、冷媒に推進方針の4 判断基準等に記載の2段階基準を設定し、基準値1として省エネトップランナー基準88%以上達成かつGWP750以下の冷媒の使用を設定。 ※GWP＝地球温暖化係数。

分野 (品目数)	品 目	調達目標	備 考
11 温水器等 (4)	【電気給湯器】 ・ヒートポンプ式電気給湯器 【ガス温水機器】 ・ガス温水機器（注1） 【石油温水機器】 ・石油温水機器（注1） 【ガス調理機器】 ・ガス調理機器	100%	調達には、新たなリース契約・レンタル契約を含む （注1）エネルギー効率に係る2段階の判断の基準を設定
12 照明(3)	【照明器具】 ・LED照明器具（投光器及び防犯灯を含む） ・LEDを光源とした内照式表示灯 【ランプ】 ・電球形状のランプ（電球形LEDランプ）	100%	照明器具の調達には、新たなリース契約・レンタル契約を含む。 国の基本方針に基づき、「LED照明器具」及び「LEDを光源とした内照式表示灯」には、「誘導灯及び誘導標識の基準に定める誘導灯は含まない。
13 自動車等 (8)	【自動車】 ※詳細は表2のとおり ・乗用車 ・小型バス ・小型貨物車 ・バス等 ・トラック等 ・トラクタ 【タイヤ】 ・乗用車用タイヤ 【エンジン油】 ・2サイクルエンジン油	100%	自動車の調達には、新たなリース契約を含む。 原則として表2を満足する自動車の導入を行う。 （国の定める判断基準【13-1】は適用しない。） 表2を満足する自動車を導入できない場合は環境局地域環境共創課に確認を受けること。
14 消火器 (1)	・消火器	100%	
15 制服・作業服等(4)	・制服 男女冬制服上衣 男女夏冬制服ズボン その他の制服類 ・作業服 作業服上衣 男女作業服ズボン 男女作業服シャツ 調理衣 トレーニングウェア ポロシャツ 防寒衣 ・帽子 夏冬作業帽 夏冬制帽 ・靴	100%	

分野 (品目数)	品 目	調達目標	備 考
16 インテリア ・寝装寝具(11)	【カーテン等】 ・カーテン ・布製ブラインド ・金属製ブラインド 【カーペット】 ・タフテッドカーペット ・タイルカーペット（注3） ・織じゅうたん ・ニードルパンチカーペット 【毛布等】 ・毛布 ・ふとん 【ベッド】 ・ベッドフレーム ・マットレス	100%	毛布等とベッドの調達には、新たなリース契約・レンタル契約を含む 国の基本方針に基づき、医療用、介護用、高度医療に用いる「ベッドフレーム」及び高度医療に用いる「マットレス」は対象外。 （注3）推進方針の4判断基準等に記載の2段階基準を設定し、基準値1として「定量的環境情報（CFP）が開示されていること」を追加
17 作業手袋(1)	・作業手袋（＊）	100%	国の基本方針に基づき、主要原料が繊維の製品を対象とする。 （＊）共通物品については、会計室において配慮する。 共通物品以外で購入する場合には、購入する組織において配慮する。
18 その他繊維製品(7)	【テント・シート類】 ・集会用テント ・ブルーシート 【防球ネット】 ・防球ネット 【旗・のぼり・幕類】 ・旗 ・のぼり ・幕 【モップ】 ・モップ	100%	テント・シート類、モップの調達には、新たなリース契約・レンタル契約を含む
19 設備(11)	【各種設備】 ・太陽光発電システム（公共・産業用） ・太陽熱利用システム（公共・産業用） ・燃料電池 ・エネルギー管理システム ・生ごみ処理機 ・節水器具 ・給水栓 ・日射調整フィルム（暖房効果を持つ断熱フィルムを含む）	各種設備については施設の新築・改築時に導入に努める。 新しい生活様式への対応に係る設備については新型コロナウイルス感染症対策の	生ごみ処理機とWeb会議システムの調達には、新たなリース契約・レンタル契約を含む。

分野 (品目数)	品 目	調達目標	備 考
	・低放射フィルム 【新しい生活様式への対応に係る設備】 ・テレワーク用ライセンス ・Web会議システム	観点から積極的な活用をめぐる。	
20 災害備蓄用品(11)※	【災害備蓄用品(飲料水)】 ・災害備蓄用飲料水(注1) 【災害備蓄用品(食料)】 ・アルファ化米 ・保存パン ・乾パン ・レトルト食品等 ・栄養調整食品 ・フリーズドライ食品 【災害備蓄用品(生活用品・資材等)】 ・毛布(※) ・作業手袋(※) ・テント(※) ・ブルーシート(※) ・一次電池(※) ・備蓄用作業服 ・非常用携帯燃料 ・携帯発電機 ・非常用携帯電源	100%	※毛布、作業手袋、テント、ブルーシート、一次電池については、他の分野の品目数に含める。調達実績は各分野で把握する。 (注1) 賞味期限に係る2段階の判断の基準を設定(基準値1は10年以上、基準値2は5年以上)
20 災害備蓄用品(11)※ 続き		100%	
21 公共工事(70)	【資材58】 【建設機械2】 【工法7】 【目的物3】 ※品目等の詳細は表1のとおり	判断基準を満足する資材等の使用に努める。 数値目標の設定は、グリーン購入を推進する中で検討する。	工事を発注する組織において配慮する。 公共工事におけるグリーン購入の考え方は、国の基本方針に準じる。
22 役務(20)	【省エネルギー診断】 ・省エネルギー診断 【印刷】 ・印刷(注1) 【食堂】 ・食堂(注2) 【自動車専用タイヤ更正】 ・自動車専用タイヤ更生 【自動車整備】 ・自動車整備 【庁舎管理等】 ・庁舎管理 ・植栽管理 ・加煙試験 ・清掃 ・タイルカーペット洗浄	印刷、自動車整備、庁舎管理等、輸配送、旅客輸送、クリーニング、自動販売機設置、引越輸送、会議運営、印刷機能等提供業務については 100% その他については判断基準を満足する役	当該役務の実施依頼組織において配慮する。 役務(委託等)におけるグリーン購入の考え方は、国の基本方針に準じる。 (注1) 2段階の判断の基準を設定 (注2) 食材に係る2段階の判断の基準を追加

分野 (品目数)	品 目	調達目標	備 考
	・機密文書処理 ・害虫防除 【輸配送】 ・輸配送 【旅客輸送(自動車)】 ・旅客輸送 【小売業務】 ・庁舎等において営業を行う小売業務 【クリーニング】 ・クリーニング 【自動販売機設置】 ・飲料自動販売機設置 【引越輸送】 ・引越輸送 【会議運営】 ・会議運営 【印刷機能等提供業務】 ・印刷機能等提供業務	務の積極的な導入を図る。	
23 ごみ袋等 (1)	・プラスチック製ごみ袋	100%	

(表1) 21 公共工事対象品目

分類 (品目数)	品目名	
	(品目分類)	(品目名)
資材(58)	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土
		土工用水砕スラグ
		銅スラグを用いたケーソン中詰め材
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材
	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ
	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材
		フェロニッケルスラグ骨材
		銅スラグ骨材
		電気炉酸化スラグ骨材
	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物
		中温化アスファルト混合物
	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材
		再生骨材等
	小径丸太材	間伐材
	混合セメント	高炉セメント
		フライアッシュセメント
	セメント	エコセメント
	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート
	鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
	塗料	下塗用塗料（重防食）
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
		高日射反射率塗料
	防水	高日射反射率防水
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
		再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）
	園芸資材	バークたい肥
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
	道路照明	LED道路照明
	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック
	タイル	セラミックタイル
	建具	断熱サッシ・ドア
	製材等	製材
		集成材
		合板
		単板積層材
		直交集成板

分 類 (品目数)	品目名	
	(品目分類)	(品目名)
資材 (58続き)	フローリング	フローリング
	再生木質ボード	パーティクルボード
		繊維板
		木質系セメント板
	木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品
	ビニル系床材	ビニル系床材
	断熱材	断熱材
	照明機器	照明制御システム
	変圧器	変圧器
	空調用機器	吸収冷温水機
		水蓄熱式空調機器
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
		送風機
		ポンプ
	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管
	衛生器具	自動水栓
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器
		大便器
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠
		合板型枠
建設機械(2)	—	排出ガス対策型建設機械
		低騒音型建設機械
	—	—
工法(7)	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
	舗装（表層）	路上表層再生工法
	舗装（路盤）	路上再生路盤工法
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法
目的物 (3)	舗装	排水性舗装
		透水性舗装
	屋上緑化	屋上緑化

（表2）自動車の選定基準等

【自動車選定基準】

下記の区分ごとの基準値 1 又は基準値 2 を満たすこと。
導入が難しい場合は、環境局地域環境共創課にご連絡ください。

【乗用・貨物車等（車両総重量3.5トン以下の自動車）】

区分	基準値 1	基準値 2
乗用車	電動車等（ハイブリッド自動車は低排出ガス車（平成17年75％低減、平成30年50％低減又は平成30年75％低減）かつ令和2年度燃費基準達成車かつ令和12年度燃費基準80％達成車） かつエアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数（GWP）が150以下であることが望ましい	
小型バス	電動車等	次世代自動車又は 低排出ガス車（平成17年75％低減、平成30年50％低減又は平成30年75％低減）（ガソリンのみ）かつ平成27年度燃費基準達成車
小型貨物車	電動車等	次世代自動車又は 低排出ガス車（平成17年75％低減、平成30年50％低減又は平成30年75％低減）（ガソリン又はLPG）かつ令和4年度燃費基準90％達成車

【重量車（車両総重量3.5トン超の自動車）】

区分	基準値 1	基準値 2
バス・トラック等	電動車等	次世代自動車又は 令和7年度燃費基準95％達成車

【配慮することが望ましい事項】

- ① エコドライブ支援機能を搭載していること。
- ② 低燃費タイヤ等環境に配慮したタイヤが装着されていること。

備考）

- 1 「自動車選定基準」の対象とする自動車は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車とし、二輪車及び小型・大型特殊車を除く。
- 2 各基準に該当する自動車の中でも排出ガス・燃費性能のより良いものを優先して調達すること。
- 3 改造車等については、原則としてベース車両の排出ガス・燃費性能で選定基準の適否を判断する。
- 4 用語の定義
 - (1) 乗用・貨物車等(車両総重量3.5トン以下の自動車)：車両総重量が3.5トン以下の自動車であって、自動車検査証の用途欄に、乗用、貨物、乗合又は特種と記載されているもの。
 - (2) 重量車(車両総重量3.5トン超の自動車)：車両総重量が3.5トンを超える自動車であって、自動車検査証の用途欄に、貨物、乗合又は特種と記載されているもの。
 - (3) 電動車等とは、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車をいう。
 - (4) 次世代自動車とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。
 - (5) 低排出ガス車（平成17年75％低減、平成30年50％低減又は平成30年75％低減）：低排出ガス車認定制度に基づく平成17年自動車排出ガス基準75％低減、平成30年自動

車排出ガス基準50%低減又は同75%低減の基準を満たす自動車



* 低排出ガス認定車については国土交通省のホームページを参照ください。

H P アドレス : http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000014.html

- (6) 平成27年度燃費基準達成車：自動車燃費性能評価・公表制度に基づく平成27年度燃費基準を満たす自動車
- (7) 令和2年度燃費基準値達成車：自動車燃費性能評価・公表制度に基づく2020年度燃費基準を満たす自動車
- (8) 令和4年度燃費基準90%達成車：自動車燃費性能評価・公表制度に基づく2030年度燃費基準を90%満たす自動車
- (9) 令和7年度燃費基準95%達成車：自動車燃費性能評価・公表制度に基づく令和7年度燃費基準を95%満たす自動車
- (10) 令和12年度燃費基準80%達成車：自動車燃費性能評価・公表制度に基づく令和12年度燃費基準を80%満たす自動車



* 燃費基準については国土交通省のホームページを参照ください。

H P アドレス : http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000005.html

- (11) エコドライブ支援機能：最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等のこと。